

住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）の概要

参考資料Ⅰ

「住まうビジョン・大阪」とは

- 今後、住生活に関する政策がめざすべき目標、政策の枠組みや施策展開の方向性を示すもの。
- 住生活基本法に基づく、「大阪府住生活基本計画」として策定。
- 計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。おおむね5年を基本として、必要に応じて計画の見直しを行う。

ビジョンの構成

目的、位置付け及び期間

第1章 基本的な方針

- 基本目標
- 政策の方向性
- 施策展開の視点
- 基本目標の達成状況把握のための指標

第2章 基本目標の実現に向けた施策の方向性

- 基本目標の実現に向け、施策の方向性と取組みを提示
- ・ 暮らしの質を高める
「新たな日常」に対応し、大阪に住む人々が、いきいきと快適に過ごすことができる住まいやまちを実現
- ・ 都市の魅力を育む
大阪・関西万博やその後も見据え、国内外から多様な人々が住み、訪れる都市を実現
- ・ 安全を支える
大規模な地震や、台風、集中豪雨による被害が最小限に抑えられ、人命が守られる住まいとまちを実現
- ・ 安心の暮らしをつくる
子どもから高齢者、障がい者、外国人をはじめ、大阪に新たに住む人、住み続ける人などが安心・快適に過ごすことができる住まいと都市を実現

第3章 実効性を持った計画の推進

- 各主体の役割と連携
- 施策の適切な進行管理

第4章 その他住生活基本法に基づき定めるべき事項

ビジョンの概要

基本目標

多様な人々がいきいきと暮らし、誰もが住みたい、訪れたいと感じる、居住魅力あふれる都市の実現

政策及び施策の方向性

施策展開の視点

基本目標の実現に向けた施策の方向性

活力と魅力あふれる住まいと都市

好循環 安全・安心に過ごすことができる住まいと都市

暮らしの質を高める

都市の魅力を育む

安全を支える

安心の暮らしをつくる

好循環を生み出すため、3つの視点を踏まえた様々な施策を構築・推進

多様性（ダイバーシティ）

共創（コ・クリエーション）

資源の活用（リソース）

○ 新たなライフスタイルを支える身近なまちづくり

- ・ スマートシティ等による個性のあるまちづくりの推進【重点取組】
- ・ 郊外住宅地（ニュータウン）の再生、活性化

○ 健康でいきいきとくらする住まい・まちづくり

- ・ 新たな日常に対応した質の高い住まいの普及【重点取組】
- ・ 建築物の省エネルギー化の推進
- ・ みどりあふれる居住空間の形成

○ 多様なニーズに対応した良質なストック形成

- ・ 空家等を活用したまちづくりの推進【重点取組】
- ・ 分譲マンションの管理適正化・再生推進【重点取組】

○ 活力と魅力ある都市空間の創造【重点取組】

- ・ 都心部の象徴的なエリアのまちづくり
- ・ 広域的な都市間連携等による地域価値の創造

○ 世界に誇れる景観づくり

- ・ 広域的観点からの景観形成
- ・ ビュースポット（視点場）の活用

○ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進【重点取組】

- ・ 建築物のバリアフリー化
- ・ 福祉のまちづくりの推進

○ 災害に強い都市の形成

- ・ 密集市街地の整備【重点取組】
- ・ 広域緊急交通路沿道の建築物等の耐震化
- ・ 災害リスクを考慮したまちづくりの推進
- ・ 危険な空家の除却等促進

○ 住宅・建築物の安全性の確保

- ・ 民間住宅・建築物の耐震化【重点取組】
- ・ 公的賃貸住宅、公共施設の耐震化
- ・ 建築基準関連の法令順守の徹底

○ 危機事象への備え

- ・ 大規模災害時等の体制整備

○ 誰もがくらしやすい環境整備

- ・ 世帯の多様化や社会情勢の急激な変化に対応した住まいの確保
- ・ 民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保【重点取組】
- ・ 公的賃貸住宅ストックの有効活用【重点取組】
- ・ 同和地区を含む旧地域改善向け公営・改良住宅を活用したまちづくり

○ 多様な住まいを選択できる市場環境整備

- ・ 賃貸住宅市場の形成
- ・ 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備・活性化
- ・ 住情報の提供や住まい・まちづくり学習（住教育）の推進
- ・ 不動産取引等における差別の解消

○ 健全な住宅関連産業の育成

- ・ 住まいに関する相談体制の充実
- ・ 建設産業の振興に向けた人材育成・環境整備

みんなでめざそう値

多様な主体が連携・協働し達成すべき目標をわかりやすく提示するもの

点検・評価は、審議会において実施

○ 新たな日常に対応した質の高い住まい環境であると感じている府民の割合【57%（H30）→67%（R12）】

○ 市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数【6,400件（R1）→14,000件（R12）】

○ 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【60%（H30）→75%（R12）】

○ 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率【60.9%（H30）→75%（R12）】

○ 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積【1,014ha（R2）→解消（R12）】

○ 住宅の耐震化率【88.7%（R2）→95%（R7）】

○ 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【6.7%（R2）→50%（R12）】

○ 公的賃貸住宅全体の戸数【39.2万戸（R2）→31.0万戸（R32※）】
※30年後の戸数として設定、5年ごとに検証。

○ 賃貸住宅における入居差別の状況【解消（R7）】

○ 土地取引等における差別の状況【解消（R7）】

○ 宅地建物取引業者の人権意識【100%（R7）】